平成２８年（フ）第３２２号
和歌山県岩出市森１番地の１（Ⅱ－13号)、前住所和歌山県岩出市西国分134番地の１（907号）
債務者　福田眞由美（旧姓兼松）
1　決定年月日時　平成28年11月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第４１３号
相模原市中央区清新１丁目５番３号　ウィンコート清新101
債務者　高橋　　亮
1　決定年月日時　平成28年11月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第４２３号
相模原市中央区清新４丁目12番９号　グリーンテラス102
債務者　森山　和郎（旧姓井上）
1　決定年月日時　平成28年11月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第４２６号
アメリカ合衆国フロリダ州カルバノドライブ，ランドオーレイクス2589、最後の住所相模原市中央区千代田４丁目１番８号
債務者　リベラブラネス由紀
1　決定年月日時　平成28年11月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第４２８号
相模原市南区上鶴間本町４丁目９番27号　カサフローラ相模大野303
債務者　谷口　敬則
1　決定年月日時　平成28年11月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第４３１号
相模原市南区東林間２丁目14番５号　レオプラザ306号室
債務者　山本　寿樹
1　決定年月日時　平成28年11月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第４３２号
相模原市南区東大沼４丁目17番36号　エクレールハルⅡ102号
債務者　曽我部　均
1　決定年月日時　平成28年11月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第４３７号
相模原市中央区横山台１丁目37番14号　コーポカサードＤ
債務者　内田　洋子
1　決定年月日時　平成28年11月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第２４３号
北海道旭川市永山４条１丁目２番９号　山本アパート２Ｆ
債務者　内山　　明
1　決定年月日時　平成28年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月18日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２４９号
北海道旭川市忠和６条２丁目１番14号　エルハイツ　Ｈ号室
債務者　内田　真裕
1　決定年月日時　平成28年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月18日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２７２号
北海道旭川市忠和５条６丁目２番７号　ビームスハイツ102
債務者　相原　強志
1　決定年月日時　平成28年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月18日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２７６号
北海道旭川市神楽４条11丁目１番13号　土田コーポ　202号
債務者　菊池　　弘
1　決定年月日時　平成28年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月18日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第８２９２号
東京都世田谷区大蔵６丁目７－26　大蔵荘
債務者　埜邑　利幸
1　決定年月日時　平成28年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８３３０号
東京都東久留米市浅間町３丁目16－７－103
債務者　矢内　麻美
1　決定年月日時　平成28年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８３３２号
東京都葛飾区鎌倉１丁目39－７－408
債務者　山崎　暁子
1　決定年月日時　平成28年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８３３６号
東京都品川区二葉１丁目７－18－101
債務者　伊野　直司
1　決定年月日時　平成28年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部